

改正があります！

令和4年1月1日以後に支給する退職手当等に係る住民税について

役員等(注)以外の方で、勤続年数5年以下の方については、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、**令和4年1月1日以後**に支払を受ける退職手当等については、**退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について**、全額が課税の対象となります。

(注)法人税法に規定する役員、国会議員・地方公共団体の議会の議員、国家公務員・地方公務員をいいます。

【令和3年12月31日までに支給する場合の退職所得の計算方法】※1,000円未満切捨

(1)勤続年数5年以下の役員等に対して支払われる退職手当等の場合

$$\text{退職所得の金額} = \text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}$$

(2)上記以外の方に対して支払われる退職手当等の場合

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

【令和4年1月1日以後に支給する場合の退職所得の計算方法】※1,000円未満切捨

(1)役員等【勤続年数5年以下】に対して支払われる退職手当等の場合

$$\text{退職所得の金額} = \text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}$$

(2)役員等**以外**【勤続年数5年以下】に対して支払われる退職手当等の場合

① 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

② 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円超

$$\text{退職所得の金額} = 150\text{万円} + \{\text{退職手当等の金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$$

(3)上記以外の方に対して支払われる退職手当等の場合

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$